

毎週火、水、木曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和三十七年十二月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

規則	目次
鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則	
鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則	

## 規則

者雇用奨励金を交付することにより失業対策事業紹介適格者の常用労働者としての就職を促進し、もって職業の安定に資することを目的とする。

2 日雇労働者雇用奨励金の交付に関しては、この規則によるのほか鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号）による。

### （定義）

第二条 この規則で「常用労働者」とは、雇用期間の定めがなく雇用される者又は雇用期間の定めがあつても雇用された日から一年以上の期間引き続いて雇用されることが予定されている者をいう。

### （対象事業主）

第三条 この規則の定めるところにより日雇労働者雇用奨励金（以下「雇用奨励金」という。）の支給を受けうることができる者は、公共職業安定所の紹介により、次の各号の一に該当する労働者（以下「対象労働者」という。）を常用労働者として雇用する事業主（以下「対象事業主」という。）とする。

### （目的）

第一条 この規則は、長期間にわたり失業対策事業紹介適格者であつた者を雇用する事業主に対し、日雇労働者

鳥取県知事

石破二朗

鳥取県規則第七十一号

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則

第一条 この規則は、長期間にわたり失業対策事業紹介適格者であつた者を雇用する事業主に対し、日雇労働者

一 当該紹介の日まで引き続いて一年以上、鳥取県の区域内にある公共職業安定所から失業対策事業紹介適格者手帳（以下「適格者手帳」という。）の交付を受けている者

二 他の事業主に雇用されている間、この規則による雇用奨励金の支給の原因となっていた労働者で、その雇用された日から一年未満の期間内に、その者の責に帰すことのできない理由により離職し、その離職した日から一箇月を経過しないもの

（支給条件）

第四条 雇用奨励金は、雇用された常用労働者が、雇用された日から三箇月以内に、失業保険法（昭和二十一年法律第二百四十六号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）の被保険者（失業保険法の規定による日雇労働被保険者を除く。）となり、又は法令、条例等の規定に基づき、これらの保険による給付と同等以上の給付を内容とする制度の対象となる資格が与えられて

（支給月額）

第六条 雇用奨励金の支給月額は、当該一箇月間に対象労働者に支払われた賃金（臨時に支払われた賃金及び三箇月をこえる期間ごとに支払われる賃金を除く。）の総額（その総額に、五百円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとし、五百円以上千円未満の端数があるときは、その端数を千円として計算する。）の二分の一に相当する額（その額が別表に定める額をこえるときは別表に定める額）とする。

（交付申請）

第七条 雇用奨励金の交付を受けようとする者は、対象労働者を雇用した日から一箇月以内に様式第一号による雇用奨励金交付申請書（以下「交付申請書」といいう。）を二通作成し、当該労働者が適格者手帳の交付を受けていた公共職業安定所長を経由して、知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第八条 知事は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、雇用奨励金を交付すべ

きものと認めたときは、交付の決定を行ない申請者に対し、様式第二号による雇用奨励金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）により、その旨を通知するものとする。  
2 知事は、前項の審査をした場合において、雇用奨励金を交付すべきでないと認めたときは、交付の不承認の決定を行ない、様式第三号による雇用奨励金交付不承認決定通知書によりその旨及びその理由を申請者に對して通知するものとする。

（支給）

第十条 知事は、前条の雇用状況報告を受理した場合は、その内容を審査し、当該三箇月分ごとに支給の決定を行ない、事業主に対し、様式第五号による雇用奨励金支給決定通知書により、その旨を通知するとともに、雇用奨励金を支給するものとする。

（返還及び返還免除）

第十一條 雇用奨励金の支給を受けた事業主は、当該労働者をその雇用した日から一年以上雇用しなかつたとき、又は偽りその他不正の手段により雇用奨励金の支給を受けたときは、すでに支給を受けた雇用奨励金の

いる場合に限り支給する。  
(支給期間等)

第五条 雇用奨励金は、三箇月ごとに、その期間に係る

月分を支給する。

2 雇用奨励金は、対象労働者を常用労働者として雇用した日の属する月の翌月（雇用した日が月の初日であるときは、その属する月）から翌年の応当する月の前月まで支給する。

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの規則施行の日の前日までの間に、対象事業主となつた者の第七条の規定による雇用奨励金の交付の申請は、同条の規定にかかわらずこの規則施行の日から一箇月以内とする。
- 3 第九条に規定する支給起算日が、適用日からこの規則施行の日前三箇月までの間と決定された事業主の同一の規定による雇用状況の報告は、同条の規定にかかわらず決定通知書を受け取った日から一箇月以内とする。

## 附 則

## 別 表

就職地域	雇用奨励金最高限度額
鳥取県及び左記以外の県	四、五〇〇円
青森県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、岡山県、長崎県、熊本県	五、〇〇〇円
埼玉県、千葉県、静岡県、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、山口県、福岡県	五、五〇〇円
北海道、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県	六、〇〇〇円

全部を返還しなければならない。

- 2 知事は、雇用奨励金の支給を受けた事業主が、次の各号に掲げる理由により一年以上当該労働者を雇用しなかつたとき、その他返還することが不適当と認めるときは、前項の規定にかかわらずすでに支給を受けた雇用奨励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

一 当該労働者が死亡したこと。

二 当該労働者をその者の責に帰すべき理由によって解雇したこと。

三 当該労働者がその者の都合によって退職したこと。

四 事業を休止し、又は廃止したこと。

（返還請求及び返還免除手続等）

第十二条 知事は、前条第一項に規定する返還理由が発生したものと認めたときは、事業主に対し、様式第六号による雇用奨励金返還請求通知書（以下「返還請求通知書」という。）により返還請求を行なうものとする。

- 2 前条第二項の規定による返還の免除を受けようとする事業主は、様式第七号による雇用奨励金返還免除申請書（以下「返還免除申請書」という。）を返還請求通知書を受けた日から一箇月以内に当該労働者が適格者手帳の交付を受けた公共職業安定所長を経由して、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、返還免除申請書の提出があつた場合において、その内容を審査し、免除すべきものと認めたときは、全部又は一部の免除の決定を行ない、申請者に対し、様式第八号による雇用奨励金返還免除決定通知書によりその旨を通知するものとする。
- 4 返還免除申請書の内容審査の結果、免除すべきないと認めた場合は、返還免除の不承認の決定を行ない、申請者に対し、様式第九号による雇用奨励金返還免除不承認決定通知書によりその旨及びその理由を通知するものとする。

01067

(第3種郵便物)  
可

## 白雇労働者雇用奨励金交付申請書

受付番号

## 白雇労働者雇用奨励金交付決定通知書

年月日

番

鳥取県知事

國

殿

昭和37年12月25日 火曜日

鳥取県

公報

第122号

外

第122号

第三種郵便物  
可

交付申請額	円	紹介公共職業安定所課係
事業名	所在地	紹介年月日
業種	従業員数	就職年月日
概要 社会保険加入状況	失保 厚生 健康	雇用形態
労働者 履用 年齢	性别 性別 男・女	雇用期限
住所 月日	雇用形態 雇用期間 賃金 住宅提供 の有無	公共職業安定所長 失業対策事業紹介適格者手帳交付 公共職業安定所関係 適格者手帳 適格者手帳 整理番号 適格者手帳 公共職業安定所長 備考欄

上記のとおり雇用奨励金を交付下されなく申請致します。

年月日

申請人住所地

代表者  
名

鳥取県知事

支給起算日  
雇用労働者氏名交付効象事業主名  
記

(注意)

1. 支給起算日から3月ごとに、その翌月の15日までに、雇用状況報告書によつて上記の雇用労働者の雇用状況を報告して下さい。

2. 上記の雇用労働者が雇用した日から1年未満に離職したときは、手帳交付公共職業安定所長を経由してその旨を報告して下さい。

[様式第1号]

白雇労働者雇用奨励金交付決定通知書

年	月	日	番	
(第期分)				
雇用状況報告書				
[様式第4号]				
日雇労働者雇用奨励金交付不承認決定通知書				
[様式第3号]				
番号				
就労状況				
(第期分)				
対象月	月	月	月	
就労状況	各種社会保険の適用状況			
出勤日数	日	日	日	失業保険 被保険者資格公共職業安定所長の証明 取得年月日記号番号
備考	(離職年月日) (離職事由)			公共職業 安定所長 被保険者資格 健康保険の 取得年月日記号番号
対象月	月	月	月	健生 保年 險金
賃金支払額	円	円	円	雇用労働者の確認 氏名
(不承認の理由)				
上記のとおり報告します。				
事業主所在地				
代表者氏名				
鳥取県知事				

01068

(第3種郵便物  
可)

7 昭和37年12月25日 火曜日 第122号 外第122号 取鳥日 報公県

## 【様式第5号】

## 日雇労働者雇用奨励金支給決定通知書

番 号

01069  
郵便物  
第122号

年 月 日

殿

鳥取県知事

國

第一期分の日雇労働者雇用奨励金を下記のとおり支給することとしたので通知します。

記

- 1.雇用労働者氏名
- 2.対象月
- 3.支給金額

支給通知 年月日	返還 返還すべき額	金額
第1期分		
第2期分		
第3期分		
第4期分		
計		
予備		

(注意) 規則第11条の規定に該当する場合はその免除を申請することが出来ますので、所要の手続をとって下さい。

## 【様式第8号】

## 日雇労働者雇用奨励金返還免除決定通知書

番  
号年  
月  
日

殿

鳥取県知事

國

昭和 年 月 日返還免除申請のあった日雇労働者雇用奨励金については、下記のとおりその返還を免除することに決定したので通知します。

記

上記のとおり雇用奨励金の返還免除を願いたく申請致します。

- 1.支給額
- 2.返還免除額

所在地  
名 称

代表者  
氏 名

鳥取県知事

殿

9 昭和37年12月25日 火曜日 島取県報公第122号 第外号 郵便物(第3種郵便物)

## 【様式第6号】

## 日雇労働者雇用奨励金返還請求通知書

番  
号

年 月 日

殿

鳥取県知事

國

さきに支給した日雇労働者雇用奨励金を下記のとおり返還して下さい。

日雇労働者雇用奨励金返還免除申請書	
支給通知 年月日	金額
第1期分	
第2期分	
第3期分	
第4期分	
計	

## 〔様式第9号〕

## 規則

日雇労働者雇用奨励金返還免除不承認決定通知書

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則をここに公布する。

昭和三十七年十一月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第七十一号

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則

昭和一年月日申請のあった日雇労働者雇用奨励金の返還免除については、下記の理由で承認することができないことを決定致しましたので通知します。

昭和一年月日申請のあった日雇労働者雇用奨励金の返還免除申請額

記

支給額	返還免除申請額
不承認の理由	

第一条 この規則は、長期間にわたり失業対策事業紹介適格者であった者に対し、日雇労働者就職支度金を貸し付けることにより、失業対策事業紹介適格者の常用労働者としての就職を促進し、もって職業の安定に資することを目的とする。

## (貸付けの対象)

第二条 この規則の定めるところにより日雇労働者就職支度金（以下「就職支度金」という。）の貸付けを受けることができる者は、公共職業安定所の紹介により常用労働者（雇用期間の定めがなく雇用される者又は

までに貸付金の償還を行なわないときは、支払期限満了日の翌日から支払の日までの期間について、延滞金額百円につき一日三錢の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を徴収することができる。

## (連帯保証人)

第五条 就職支度金の貸付けを受ける者は、連帯保証人を立てなければならない。

## (貸付申請)

第六条 就職支度金の貸付けを受けようとする者は、就職した日から一箇月以内に、様式第一号による就職支度金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）を二通作成し、適格者手帳を交付した公共職業安定所長を経由して、知事に提出しなければならない。

## (貸付決定)

第七条 知事は、前条の貸付申請書の提出があつた場合において、その内容を審査し、就職支度金を貸し付けるべきものと認めたときは、貸付けの決定を行ない、申請者に対して様式第一号による就職支度金貸付決定

通知書(以下「貸付決定通知書」という。)により、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の審査をした場合において、就職支度金を貸し付けるべきないと認めたときは、貸付けの不承認の決定を行ない、様式第三号による就職支度金貸付不承認決定通知書によりその旨及びその理由を申請者に対して通知するものとする。

#### (貸付決定の取消)

第八条 知事は、貸付けの決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、すでに行なった貸付け決定を取り消すことができる。

一 住所不明等で、貸付決定通知書の到達が困難な状態にあるとき。

二 第九条の規定により、就職支度金の貸付けを受け手続をとらねるとき。

2 前項第二号に該当することにより貸付け決定を取り消したときは、貸付決定を受けた者に対し、様式第四号による貸付決定取消通知書により通知するものとする。

#### (償還の免除)

第十一条 知事は、就職支度金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、第四条第一項の規定に該当する。

一 一年以上当該事業所に引き続いて雇用されたとき。  
二 前号に該当する場合のほか、就職の日から一年を経過した日において第十二条各号の規定に該当することにより償還を猶予され又は同条各号に該当すると知事が認めたとき。

(貸付け)

第九条 第七条第一項の規定により貸付決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から十五日以内に、様式第五号による就職支度金借用証書に貸付決定通知書を添えて、これを適格者手帳を交付した公共職業安定所長を経由して、知事に提出し、就職支度金の貸付けを受けるものとする。

#### (償還の請求)

第十二条 知事は、貸し付けた就職支度金を償還させるときは、貸付けを受けた者に対し、様式第六号による就職支度金償還請求通知書により請求するものとする。

#### (償還免除等の申請)

第十三条 第十条又は第十一條の規定により、償還の免除又は償還の猶予を申請しようとする者は、様式第七号による就職支度金償還免除申請書(以下「償還免除等申請書」という。)を償還の免除の申請にあつては就職の日から一年を経過した日から一箇月以内に、償還の猶予の申請にあつては償還期限の一箇月前までに、適格者手帳を交付した公共職業安定所長を経由して、知事に提出しなければならない。

第十四条 知事は、償還免除等申請書の提出があつた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その全部又は一部の償還の免除又は償還の猶

三 死亡、災害、盜難、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により、償還が不可能となつた場合である、保証人に償還を求めることが困難なとき。  
(償還の猶予)

第十二条 知事は、就職支度金の貸付けを受けた者が償還期限到来の際に、次の各号の一に該当するとき、又は灾害、盜難、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により、償還することが著しく困難と認めるときは、第四条の規定にかかわらず、その償還を猶予することができる。

一 当該事業所を離職した後、他の事業所に常用労働者として雇用されているとき。  
二 その者の責に帰することができない理由により、該事業所を離職した後、ただちに公共職業安定所に常用労働者として就職するため求職の申込を行ない、求職活動を行なっているとき。  
三 前各号に掲げるときのほか、知事が適当と認めるとき。

予の決定を行ない、申請者に対する様式第八号による  
就職支度金償還免除決定通知書により、その旨を通知  
するものとする。

2 知事は、前項の審査をした場合において、不適当で  
あると認めたときは、償還の免除又は償還の猶予の不  
承認の決定を行ない、申請者に対し、様式第九号によ  
る就職支度金償還免除不承認決定通知書により、その  
旨及びその理由を通知するものとする。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四  
月一日（以下「適用日」と云ふ。）から適用する。
- 適用日からこの規則施行の日の前日までの間に就職  
支度金の貸付けの対象となつた者の第六条の規定によ  
る就職支度金の貸付けの申請は、同条の規定にかかる  
ふれいの規則施行の日から一箇月以内とする。

01076  
(第3種郵便物)

昭和37年12月14日

15 昭和37年12月14日 金曜日 第122号 外第122号 鳥取県公報

〔様式第1号〕

貸付希望金額 (万円)	性別 男	名 称	整理番号
生年月日 (氏名)	女	所 在 地	記明印
住 本 氏 名 籍 続 年 令	就職 先 業 種 類	就職年月日 種 類	就職年月日 種 類
保 証 人 本 籍 年 月 日 生 月 収 入 申請 と 関 係	勤務先 会 員 登 録 年 月 日 就職年月日 雇用形態 雇用期間 公共職業安定所長 失業対策事業組合 交付年月日 通帳者手帳 通帳者番号 通帳者期間 公共職業安定所	貸付金額 金 利 子 無 利 子 償 還 當該事業所を離職したときは、貸付けを受け た額を償還のこと。	

〔様式第2号〕

日雇労働者就職支度金貸付決定通知書  
番号

鳥取県知事

昭和 年 月 日貸付申請のあった日雇労働者就職支度  
金は、下記のとおり貸し付けることに決定したので通知します。

記

貸付金額 金 円也  
利 子 無利子  
償 還 当該事業所を離職したときは、貸付けを受け  
た額を償還のこと。

(注意) 1. 昭和 年 月 日までに就職支度金借り入れの  
手続きをしないときは、この決定を取り消すことがあります。

2. 就職支度金は、本通知書及び借用証書の提出あります。

3. 規則第10条の規定に該当する場合は、申請によつて  
就職支度金の償還が免除されますので、所要の手続  
をとつて下さい。

上記のとおり就職支度金を貸付け下されなく申請致します。  
年 月 日 申請人 氏名 連帯保証人氏名

鳥取県知事

## 日雇労働者就職支度金貸付不承認決定通知書

日雇労働者就職支度金貸付決定取消通知書

〔様式第3号〕

〔様式第4号〕

01077

第3種郵便物

可

16

番号 年月日 番号 年月日

殿

鳥取県知事

同

殿

鳥取県知事

同

昭和年月日貸付申請のあった日雇労働者就職支度金貸付  
度金の貸付については、下記の理由で承認することができない  
ことと決定しましたので通知します。昭和年月日 第 号 日雇労働者就職支度金貸付  
決定通知書により就職支度金の貸付決定を通知したが、下記の  
理由により、その貸付決定を取消しましたから通知します。

記

(不承認の理由)

(取消理由)

昭和37年12月14日 金曜日 県取鳥公報号外第122号

第3種郵便物

可

16

借用金額 金

円也

上記のとおり借用いたしました。

借還については、規則第4条に定めるところに従い誠実に相違  
なく償還いたします。

昭和年月日

記

〔様式第5号〕

日雇労働者就職支度金償還請求通知書

〔様式第6号〕

鳥取県知事

同

年月日

記

さきに貸し付けた日雇労働者就職支度金を下記のとおり償還し  
て下さい。

借受人本籍	住所	氏名	連帯保証人本籍	住所
予備欄				

鳥取県知事

記

17 昭和37年12月25日 火曜日 県取鳥公報号外第122号

01079

第3種郵便物  
郵便局  
18

19 昭和37年12月25日 火曜日 鳥取県報公号 第122号 外第122号 (第3種郵便物認印)

昭和37年12月25日 火曜日 鳥取県報公号 第122号

## 〔様式第7号〕 日雇労働者就職支度金 債還免除申請書

## 〔様式第8号〕 日雇労働者就職支度金 債還免除決定通知書

借受金額	円	貸付決定番号	号
免除、猶予申請額	円		

申請理由	1年以上雇用された場合	年月日就職し、1年以上継続して雇用されました。
その他の場合	事業主氏名	年月日
※理由	公共職業安定所	年月日

申請理由	上記のとおり就職支度金の償還猶予を願いたく申請いたします。
年月日	年月日
借受人住所	年月日
氏名	年月日
連帯保証人住所	年月日
氏名	年月日

日雇労働者就職支度金 債還免除決定通知書  
年月日  
鳥取県知事  
殿  
番号  
年月日

就職支度金については、下記のとおり 債還を免除することに決定したので通知いたします。

借受人	氏名	住所	貸付番号	貸付決定年月日	年月日
保証人	氏名	住所	貸付金額	年月日	年月日

※田欄の記載事項については、公共職業安定所が証明可能な場合を除き、所要の証明書を添付すること。

〔様式第9号〕

## 日雇労働者就職支度金 債還猶予不承認決定通知書

01080

鳥取県知事 殿 番号 年月日

年

月

日

昭和 年月日 申請のあつた日雇労働者就職支度金の

償還免除について、下記の理由で承認することができないことを決定致しましたので通知します。

記

借受人	氏名	住所	貸付番号	年月日	貸付決定年月日	年月日
保証人	氏名	住所	貸付金額	年月日	年月日	年月日

不承認の理由